

案内一般

町議会 4月会議(4月19日～26日)

町長が提出し、議決等された案件および内容は次のとおりです。

○専決処分の報告の件(豊能町税条例等改正の件)

地方税法等の改正に伴い、個人町民税の住宅借入金特別控除に係る控除期間の拡充など、所要の改正を行うものです。

○専決処分の報告の件(平成30年度豊能町一般会計補正予算の件)(第16回)

既定の歳入歳出予算の総額に6500万7千円を増額し、予算の総額を76億522万2千円とするものです。

歳出の内容は、利子およびふるさと寄附金を財源とした各基金への積立金です。

○専決処分の報告の件(平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件)(第4回)

内容は、不足が生じる一般被保険者療養給付費を増額し、増額が見込まれる国民健康保険保健事業を減額するものです。

○豊能町税条例改正の件

地方税法等の改正に伴い、個人町民税の非課税の範囲に単身児童扶養者(未婚のひとり親)を追加し、軽自動車税の

環境性能割非課税・課税免除の新設するなどの所要の改正を行うものです。

○平成31年度豊能町一般会計補正予算の件(第1回)

既定の歳入歳出予算の総額に2億9,370万9千円を増額し、予算の総額を609億2,570万9千円とするものです。

歳出の主な内容は、豊寿荘浴室の多目的室への改修工事費、老人福祉センター管理業務委託料、保健福祉センター事務室改修工事費、衛生センター修繕費、町道牧寺田切畑線維持補修工事費、町道光風台駅前線排水設置工事費、町道光風台10号線歩道整備工事費、通学路などのカーブミラー取替工事費、

光風台4丁目緑地災害復旧工事費、野間口消防分団ポンプ車更新費、東とぎわ台小学校グラウンド補修工事費、東能勢小学校屋上防水工事費、生涯学習施設個別施設計画策定業務委託料、シートス空調改修工事費などです。

○平成31年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件(第1回)

既定の歳入歳出予算の総額に5506万2千円を増額し、予算の総額を30億5,024万8千円とするものです。

歳出の内容は、ページの制度を利用した口座振替の簡素化に要する費用です。

○平成31年度豊能町国民健康保険特別

会計診療所施設勘定補正予算の件(第1回)

既定の歳入歳出予算の総額に503万2千円を増額し、予算の総額を7,090万5千円とするものです。

○平成31年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件(第1回)

既定の歳入歳出予算の総額に471万5千円を増額し、予算の総額を23億1,226万4千円とするものです。

歳出の主な内容は、第8期介護保険事業計画策定に係るニーズ調査、介護予防システム機器の更新に要する費用です。

○平成31年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件(第1回)

既定の歳入歳出予算の総額に1,473万9千円を増額し、予算の総額を4億7,621万円とするものです。

歳出の主な内容は、老朽管の管渠更生工事費、暗渠の補整工事費です。

問Ⅱ総務課 ☎739-3415

町職員人事

課長級以上を掲載()内は前職
○退職 (3月31日付)
来田 尚子(ふたば園園長)
○復職 (4月1日付)
▽大阪広域水道企業団

仁科 現(工務課主幹)

問Ⅱ総務課 ☎739-3415

ブロック塀等の撤去補助制度

町では、地震による人的・経済的な被害を軽減するとともに、地震時の避難路の確保を図ることを目的として、道路に面する危険なブロック塀等の撤去に要する費用について、補助しています。

▼補助対象となるブロック塀等

道路等に面する高さ60センチメートルを超えるブロック塀等で、安全点検により安全が確認できないもの。

▼補助対象者

ブロック塀等の所有者であって、当該ブロック塀等を撤去する者

▼補助対象工事

補助対象ブロック塀等の全てを撤去するもの

▼補助金額等

補助対象ブロック塀等の撤去工事に要する費用の8割(上限額15万円)

※その他にも要件がありますので、詳しくは都市計画課までご相談ください。また、ブロック塀等の撤去補助制度に関する問合せ等については、吉川支所では行っていません。対応は都市計画課のみです。

問Ⅱ都市計画課 ☎739-3415

住宅の改修に対する固定資産税(家屋)の減額措置制度のお知らせ

▼耐震改修に対する減額措置

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう一定の耐震改修工事(改修工費が50万円を超えるもの)を行った場合、申告をすることで翌年度から一定期間家屋の固定資産税が減額されます。

▼バリアフリー改修に対する減額措置

新築から10年以上経過した住宅(賃貸住宅を除く)で、65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障害をお持ちの方が居住する住宅について、次の改修工事(改修工費の自己負担額が50万円を超え、工事後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること)を行った場合、申告をすることで翌年度分の家屋の固定資産税が減額されます。

〔改修工事内容〕・廊下の拡幅・階段の勾配の緩和・浴室の改良・床表面の滑り止め化・便所の改良・床の段差の解消・引き戸への取替え・手すりの取付け

▼省エネ改修に対する減額措置

平成20年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く)で、新たに現行の省エネ基準に適合するよう、外気と接する窓の改修(二重サッシ化、複層ガラス化等)を含む、次の改修工事

(改修工費が50万円を超え、工事後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること)を行った場合、申告をすることで翌年度分の家屋の固定資産税が減額されます。

〔改修工事内容〕・床の断熱改修・天井の断熱改修・壁の断熱改修

申告手続き

耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修に対する減額措置については、工事完了後3カ月以内に申告が必要です。制度適用の要件、申告手続きの方法等、詳しくは町ホームページをご覧ください。なお、この減額措置の適用は一回限りです。

問|| 税務課 ☎739-3417

木造住宅の耐震に関する助成制度

町では、阪神・淡路大震災で倒壊等の被害が特に集中している昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅に対し耐震に係る費用の助成を行っています。被害が集中した理由は、単に古い建物だからというだけでなく、建てた当時の耐震基準に理由があります。昭和56年5月31日までの旧耐震基準は、「震度5強程度の地震でほとんど損傷しないこと」が求められました。しかし、それ以降の新耐震基準(昭和56年6月1日以降)では、それに加えて「震度6強に達する程度の地震で倒壊・崩壊

しないこと」が求められています。

では、昭和56年以降に新耐震基準で建てられた木造住宅であれば、安心なものでしょうか?実は、阪神・淡路大震災を契機にさらに耐震基準が見直されています。阪神・淡路大震災が発生したのが、平成7年1月17日。その大きな被害を受けて、さらに厳しく耐震基準を見直しその改定が平成12年なのです。そのため、平成の建物でも、平成12年以前に建てられていれば、注意が必要なのです。

一概に旧耐震基準の木造住宅がすべて危険とは言えません。また、新耐震基準により建てられたからといって、安全の保証があるわけでもありません。建築基準法が定めているのは、あくまで建物の安全に関する最低限の基準です。

もし、あなたの家が、昭和56年5月31日以前に建てられたものなら、まずは耐震診断を受け、早めの地震対策をしてください。

▼一度は「耐震診断」

耐震診断は建物の基礎や壁、梁などを確認し、大規模な地震に対する建物の安全性を評価します。建物の強さを「評点」という数値で表します。耐震基準が大きく変わった昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅は耐震診断を受けましょう。

耐震診断補助 ※最高4万5千円

▼しっかり「耐震設計」

屋根の軽量化、壁、接合部・基礎の補強など、改修方法はさまざまです。改修後の建物の強さ(目標評点1.0以上)を定め、建築士等に耐震設計書の作成を依頼しましょう。

耐震設計補助 ※最高10万円

▼安心の「耐震改修工事」

耐震設計書を基に複数の工事業者から改修工事の見積書を取り寄せて工事業者を決めましょう。

耐震改修補助 ※最高40万円

※いずれも1戸当たりの補助額 助成を受けるには耐震診断・設計・改修を行う業者の条件や建物所有者の所得制限があります。

※問い合わせ等については、吉川支所では行っていませんので、都市計画課までお問い合わせください。

●評点

倒壊しない	1.5以上
一応倒壊しない	1.0~1.5未満
倒壊の可能性がある	0.7~1.0未満
倒壊の可能性が高い	0.7未満

評点が1.0未満の場合は、耐震改修をしましょう。

●費用の目安

耐震診断	5万円程度
耐震設計	15~25万円程度
耐震改修工事	100~300万円程度

費用は木造2階建て(100㎡)戸建住宅の場合です。内容により、費用が変動します。

問|| 都市計画課 ☎739-3425

6月23日(日)から29日(土)は 男女共同参画週間です

【2019年度のキャッチフレーズ】

「男女共同参画」学」

「知る 学ぶ 考える 私の人生 私がつくる」

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、国民のみならず一人ひとりの取組が必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、「男女共同参画週間」が設けられています。

この期間中、国および地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力のもとに、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事及び広報啓発活動が実施されます。

問Ⅱ内閣府男女共同参画局総務課

☎03-6261-2111

6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆さんのご理解をお願いいたします。

【就職差別110番】

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

問Ⅱ大阪府商工労働部雇用推進室

☎06-6210-9518

(6月中(閉庁日を除く)の午前10時～午後6時)

✉rousei-g04@sbx.pref.osaka.lg.jp

(メールでの相談受付は6月中随時受け付けます)

狩猟免許取得補助金について

狩猟免許取得試験を受験するために受講する、予備講習会の受講料の全額を予算の範囲内で補助します。

町内に住所を有し、免許取得後は大阪府猟友会豊能支部に入会し、町内の有害鳥獣捕獲に従事することができる

方に限ります。

詳しくは、農林商工課へお問い合わせください。

問Ⅱ農林商工課 ☎739-3424

農林産物被害防護柵補助事業

有害鳥獣による農林産物や生活環境に対する被害対策として、被害防護柵の資材の購入に要する経費の50%以内を、予算の範囲内で上限10万円を限度に補助金を交付します。

対象となる被害防護柵の種類は、ワイヤメッシュ柵、金網柵、ネット柵、電気柵またはこれらの複合柵とし、その他、被害防護柵に付属する資材や既存の防護柵の補修用資材も補助の対象とします。

【交付条件】

- 設置場所が町内であること。
- 被害防護柵の設置による受益者が3戸以上であること。ただし、3戸以上の共同設置が困難であると認められる場合は、このかぎりでない。
- 2業者以上から見積もりを取り、見積もり額の低い方から購入すること。

●設置後5年間は維持管理を行うこと。詳しくは、農林商工課へお問い合わせください。

問Ⅱ農林商工課 ☎739-3424

寄付ありがとうございます

○公衆衛生充実のため

豊能公衆衛生協力会 様より

447,091円

○認定こども園ふたば園に

コック食品株式会社様 (大東市)より(みなと銀行の地域貢献寄贈型銀行保証付私募債「あゆみ」を通じて)

遊具保管用物置 1台

あたたかいご厚意、誠にありがとうございました。

生活人権相談をご利用ください

日常生活をおくっていくうえで起こるさまざまな事柄や人権上のお悩みなど、お気軽に相談してください。些細なことと思わず、なんでもお尋ねください。

相談員があなたと一緒に考えて、悩みごとを解決するサポートをします。

●来所での相談は

火・金曜日 ふれあい文化センター(野間口322番地の1)

水・木・土曜日 西公民館(光風台5丁目1番地の2)

※時間はいずれも午前9時～午後5時、12月29日～1月3日はお休みします。

各施設の休館日は電話相談になります。

☎電話での相談は 火～土曜日 午前9時～午後5時 ☎743-3964

(とよの人権地域協議会)

問=住民人権課 ☎739-3402

DV被害により避難している方へのお知らせ

消費税率引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するため、低所得者・子育て世帯(0~2歳児)に対し、令和元年10月から一定期間に限り使用できるプレミアム付商品券を販売します。

対象者の方には、町から個別にご案内をいたしますが、対象者で配偶者からの暴力を理由に住民票を移さず豊能町に避難している方が、プレミアム付商品券の購入を希望される場合は、次のとおりの申出書の提出が必要です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

提出期間=5月27日(月)~6月7日(金) **提出先**=住民人権課

提出書類=「申出書」(住民人権課・吉川支所の窓口または町ホームページからダウンロードできます。)

【参考 プレミアム付商品券購入対象者】

- ・平成31年度の住民税非課税者(課税者生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者は除く)
- ・学齢3歳未満の子(平成28年4月2日~令和元年9月30日までの間に生まれた子)が属する世帯の世帯主

問=住民人権課 ☎739-3418

第22回大阪府介護支援専門員実務研修受講試験が行われます

介護支援専門員の業務に従事するためには、この試験に合格後、介護支援専門員実務研修の課程を修了したうえ、大阪府の介護支援専門員資格登録簿に登録された後、介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。

受験資格=医師、看護師、介護福祉士等の試験対象の国家資格に基づく業務及び相談援助業務のうち、施設等において必置とされる相談援助業務に5年以上かつ、900日以上の実務経験を有する方。(国家資格等に基づく業務の場合は、資格登録日以降の実務経験で、5年以上かつ900日以上の実務経験を満たす必要があります。)

試験要領(受験申込書)配布時期=6月3日(月)~7月1日(月)

配布場所=保険課、保健福祉センター、吉川支所、大阪府各保健所など **受付期間**=6月3日(月)~7月1日(月)

受付方法=簡易書留による郵送のみ(当日消印有効) **試験日**=10月13日(日)

問=一般財団法人 大阪府地域福祉推進財団(ファイン財団)(<http://www.fine-osaka.jp/>) ケアマネ係

☎06-6763-8044

大阪府池田保健所6月の事業

▶骨髄バンクドナー登録(要申込み)

時=6月4・11日(火) 午前11時~12時(受付)

▶B・C型肝炎ウイルス検査(要申込み)

時=6月4・11日(火)

午後2時30分~3時(受付)

対=府内在住の20歳以上39歳以下の未受診者。
ただし、40歳以上の健診を受ける機会のない方は可。

¥=無料

▶HIV/エイズ・梅毒(血液)、クラミジア(尿)検査(匿名可)

時=6月4・11日(火)

午後1時30分~2時30分(受付)

¥=HIV/エイズ検査は無料

(その他は同検査と同時に受ければ無料)

▶こころの健康相談(予約制)

日程など詳細はお問い合わせください。

▶水質検査・検便

時=6月4・11・18・25日(火)

午前9時30分~11時30分

※あらかじめ検査容器等を受領に来所願います。

¥=有料

問=大阪府池田保健所 ☎751-2990

令和元年度 行政連絡協議員名簿

行政連絡協議員は、町行政の円滑化と町内各地区との連絡を緊密にして自治振興をはかる目的をもって、町が各地区の自治会長に委嘱しています。今年度は、次の方々に委嘱を行いました。

(敬称略)

地区名	氏名
余野	かみにし おさむ 上西 治
川尻	うえの ひろかず 上野 裕一
木代	にしうら ひろし 西浦 寛
切畑	にしせい いち 西 誠市
野間口	おおにし けんすけ 大西 健友
高山	うえの まさお 上野 正夫
牧	こうの さとし 鴻野 聡
寺田	こさか よしんど 小坂 善人
吉川	うえざと よしひで 上里 良英
ときわ台	ひみ よしあき 氷見 嘉章
光風台	うらべ ひさし 浦部 久
東ときわ台	なかしお や さとし 中塩屋 敏
希望ヶ丘	にしおか よしかつ 西岡 義克
新光風台	つりふね まあ 釣 船由貴夫

問=住民人権課☎739-3418

「大人のための初めての料理教室」のお誘い

自分で料理をしてみたいが、「包丁を使ったことがない」「調理方法を知らない」「難しいことはできない」という方のための教室です。

少人数でゆつくりと食事作りを楽しみます。初めての方大歓迎ーさあ、チャレンジしてみませんか!!

時 6月6日、7月4日、8月1日、9月5日、10月2日(全木曜日・全5回)
午前10時〜午後0時30分

所 保健福祉センター

対 男女問わず、料理経験がない方、一人で料理ができるようになりたい方

内 講話・調理実習

講師 管理栄養士

¥ 3000円

持 筆記用具、エプロン、三角巾、手拭きタオル、ふきん、お茶、お箸、上靴

員 8名程度

※申し込み多数の場合、初参加の方を優先します。

※申し込み受付中

申 問 健康増進課(保健福祉センター内) ☎7388-3813

初めてのハーモニカ講座

懐かしい曲を楽しみながら演奏してみませんか

みませんか

時 第一火曜日 午前10時〜正午

所 豊寿荘

対 65歳以上の方

¥ 無料

員 10名(先着順)

※7月1日(月)より受付開始

申 問 健康増進課(保健福祉センター内) ☎7388-3813

豊寿荘臨時休館のお知らせ

6月1日(土)から30日(日)まで空調設備の改修工事を行うため全館臨時休館とします。

ご利用の皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

問=健康増進課(保健福祉センター内) ☎7388-3813

～身近な場所で気軽に高齢者が集える通いの場づくりをしてみませんか?～
住民主体の通いの場支援事業補助金のご案内

高齢者の方々が「日常的に」、「お住いの地域で」、「地域の方々とふれあう」ことができる「通いの場」を、地域住民が主体的に毎週1回程度取り組む場合に、補助金を交付することでその支援を行う事業です。

●事業概要

対象となる団体	活動の実施体制が整備されており、町内で継続的な通いの場を提供できる団体 (※) 町から他の補助金等の交付を受けて実施する団体の活動は対象外です。 (※) 通いの場の運営(補助対象者)に年齢制限はありません。	
活動内容	介護予防の活動を取り入れ、誰もが参加できるよう、特定の活動に限定されないよう配慮すれば、原則自由です。 <例>◆介護予防に資する体操や運動、脳トレなどの介護予防教室 ◆茶話会やカフェなどのサロン活動、交流会 ◆各種レクリエーション、趣味活動	
補助金額	<基本額>	60,000円(交付の基本となる補助金です。)
	<立ち上げ支援>	100,000円(立ち上げ初年度の準備金として、交付される補助金です。)
	<会場加算>	180,000円(上限額) (開催会場の使用料や賃借料のために交付される補助金です。)
	<開催回数加算>	10,000円 (当該年度の開催回数が50回を超え、10回開催ごとに加算されます。)
審査方法	補助金の交付にあたっては条件、審査があります。 補助要件、補助対象経費等、詳しくは健康増進課に備え付けの募集要項または町ホームページをご覧ください。	

問=健康増進課(保健福祉センター内) ☎7388-3813

とよの健康づくり

Vol.24

高齢者肺炎球菌 についてQ&A



Q1 高齢者肺炎球菌ってどんなもの？

A 肺炎が日本における死亡原因の3位となり、肺炎で亡くなる方の**95%以上が65歳以上の方です**。肺炎の原因菌の最も頻度が高いのが肺炎球菌です。
肺炎球菌ワクチンを接種することで、肺炎球菌による肺炎の発症を予防し、重症化を予防することができます。

Q2 高齢者肺炎球菌ワクチンの種類は？

A 肺炎球菌ワクチンの種類は2つあります。

商品名	ニューモバックス	プレベナー13
効力	肺炎球菌の約80%をカバーする。	肺炎球菌の約60～70%をカバーする。
接種の種類	定期接種（65歳以上から5歳刻みの人が対象）・任意接種	任意接種（公費助成なし）
自己負担額	定期接種対象者は2000円 任意接種は2500円～4000円前後	10000円～12000円前後 （保険外）
特徴	カバーできる範囲が広い	免疫誘導能力が高い
再接種	5年ごとに接種可 （5年以内に再接種すると、副反応が初回より高い頻度で出たり、症状も強く出ると報告されています。）	不要

Q3 高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種対象者は？

今年度（平成31年・令和元年）の対象者

65歳	昭和29年4月2日生～昭和30年4月1日生
70歳	昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生
75歳	昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生
80歳	昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生
85歳	昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生
90歳	昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生
95歳	大正13年4月2日生～大正14年4月1日生
100歳	大正8年4月2日生～大正9年4月1日生



過去に接種された方は、任意で接種された場合も定期接種の対象になりません。

接種歴が不明の方は保健福祉センターにお問い合わせください。

問=保健福祉センター ☎738-3813

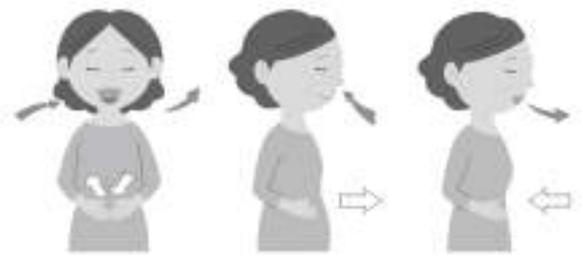
コラム 介護予防

えんげ 嚥下体操 (むせや食べこぼし等を予防します)



嚥下とは「飲みこみ」の事です。

嚥下は、口から舌・喉・口の周りの筋肉・首の筋肉を使って、食べ物や飲み物を喉へ送り、さらに食道へ送り込む一連の動作を示します。嚥下体操はそのために必要な体操です。



①ゆっくり深呼吸をします
鼻からゆっくり吸い込み、口から吐き出します
(腹式呼吸を数回繰り返します)



②頭を前後に傾げる



③頭を左右に傾げる



④首をゆっくり回します



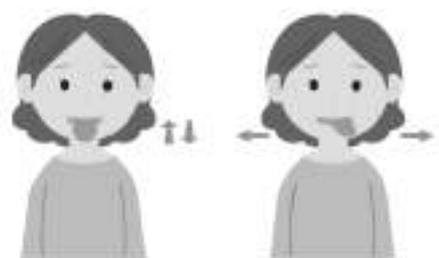
⑤肩を引き上げて、下にストンと下ろす



⑥上体をゆっくり左右に倒します



⑦頬を膨らませたり、引っ込めたりします



⑧大きく口を開いて、舌を出したり
ひっこめたり、左右にも動かします



⑨「パ・タ・カ・ラ」とゆっくり
ハッキリと発声します (5~6回)



⑩口をすぼめて息を強く吸い、冷たい息が
喉に当たるようにして、のどの感覚をリフ
レッシュします



⑪額に手を当てて抵抗を加え、おへそをのぞき込むように強く下を向くようにします
(抵抗を加えたまま6~7秒キープ)



⑫はじめに行った深呼吸をして、
唾をゴクンと飲み込んで終わり
です

さあ、食べる準備が整いました！！

食事前に行くと効果的です



問 = 健康増進課 (保健福祉センター内) ☎738-3813

いつまでも 続くけんこう 歯の力

歯と口の健康週間
2019年6月4日~10日

